

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第26保全サイクル保全計画書に記載されている機器名及び検査名に一部誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	GⅢ	
2	2号機	原子炉格納容器内地階原子炉再循環系ポンプ（B）エリア局所空調機結露水排水流量計漏えい試験用電磁弁の点検において、電磁石の巻線に断線が認められたため、当該電磁弁を交換	GⅢ	
3	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（B1）の点検において、ゴムライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	2号機	鉄イオン注入系鉄電解槽（B・C）の海水供給元弁の点検において、シートリーク（3台）が認められたため、当該弁を交換	GⅢ	
5	2号機	主復水器真空破壊弁（電動弁）の点検において、弁駆動部の電動から手動への操作切替え不良が認められたため、当該弁駆動部を修理	GⅢ	
6	2号機	蒸気式空気抽出器（B）の点検において、第1段空気入口弁駆動部のフレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該電線管を修理	GⅢ	
7	2号機	主蒸気隔離弁漏えい検査装置の健全性確認において、ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	2号機	「安全保護系設定値確認検査（M1）」における「タービン加減弁急速閉」用圧カスイッチの検査実施時、当該計器元弁のグランド部より水のリークが認められたため、検査を中断し当該弁を点検・修理	GⅡ	
9	2号機	ほう酸水注入系ポンプエリア局所空調機下部より結露水のリーク（5秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）潤滑油冷却器用冷却水流量スイッチ下流側弁の弁蓋フランジ部より水の微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
11	2号機	タービン建屋低圧復水ポンプエリア局所空調機結露水受け皿の継ぎ目より水のリーク（約60cc、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
12	3号機	第24保全サイクル保全計画書に記載されている検査名（8件）に一部誤記が認められたため、誤記を訂正（JNES気付き事項）	GⅢ	
13	3号機	「クラス1機器供用期間中検査」の検査記録において、対比試験片の管理番号に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討（JNES指摘事項）	GⅡ	
14	3号機	第24保全サイクル定期事業者検査「プロセスモニタ機能検査（M1）」の検査要領書の表紙に「改訂番号」の記載漏れが認められたため、「改訂番号」を記載（JNES気付き事項）	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	移動式炉内計装系信号ケーブルの点検において、同系爆発弁（B）制御用電磁弁に絶縁抵抗値の低下が認められたため、対応検討	G III	
16	集中環境施設	取水設備トラベリングスクリーン（A）の点検において、架台に著しい腐食が認められたため、当該架台を修理	G III	
17	集中環境施設	高温焼却炉設備前処理装置のコンテナ昇降機上に、ドラム缶が通常2本乗るところ、1本目が乗ったところで自動停止するため、当該昇降機を点検・修理	G III	
18	その他	福島第一原子力発電所構内専用港湾における係船柱（1基）に「水域施設等改良届出書」の未提出が認められたため、対応検討	G II	
19	その他	固体廃棄物貯蔵庫（第5棟）電気品室内の空調機制御盤において、空冷ヒートポンプ用冷却装置（B）が停止していたため、原因調査及び対応検討	G III	